

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	身体障害者手帳の交付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

熊本市は、身体障害者手帳の交付に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

熊本市長

公表日

令和6年9月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	身体障害者手帳の交付に関する事務
②事務の概要	当該事務は、身体障害者福祉法(昭和24年12月26日法律第283号)第15条及び16条に規定する身体障害者手帳交付等の事務である。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①身体障害者手帳の交付 ②氏名の変更又は居住地を移したときの届出 ③身体障害者手帳の再交付 ④身体障害者手帳の返還
③システムの名称	①手帳交付管理システム ②庁内連携システム ③団体内統合宛名システム ④中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
身体障害者手帳の交付ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法 第9条第1項 別表第20項 ・番号法 別表の主務省令で定める事務を定める命令 第11条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会)なし (情報提供) 番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表第14、18、20、25、37、42、48の項 番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第16、20、22、27、39、44、50、51、55、77、78、79、82、83、93、94、110、115、126、127、143、146、157、163、165条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉局 障がい者支援部 障がい者福祉相談所
②所属長の役職名	障がい者福祉相談所所長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	熊本市総務局法制課情報公開窓口 〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号 096-328-2059
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉局 障がい者支援部 障がい者福祉相談所 〒862-0971 熊本県熊本市中央区大江5丁目1番50号 こどもセンターあいぱるくまもと1階 Tel.096-362-6500

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年7月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年7月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="checkbox"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年3月26日	I 5①部署	健康福祉子ども局 障がい者福祉相談所	健康福祉局 障がい者支援部 障がい者福祉相談所	事後	組織変更に伴う単なる名称変更であるため、重要な変更には該当しない。
平成30年3月26日	I 7請求先	熊本市総務局法制課市政情報プラザ 〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号 Tel. 096-328-2059	熊本市総務局法制課情報公開窓口 〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号 096-328-2059	事後	組織変更に伴う単なる名称変更であるため、重要な変更には該当しない。
平成30年3月26日	I 8連絡先	熊本市障がい者福祉相談所 〒862-0971 熊本県熊本市中央区大江5丁目1番50号 こどもセンターあいばるくまもと1階 Tel.096-362-6500	健康福祉局 障がい者支援部 障がい者福祉相談所 〒862-0971 熊本県熊本市中央区大江5丁目1番50号 こどもセンターあいばるくまもと1階 Tel.096-362-6500	事後	組織変更に伴う単なる名称変更であるため、重要な変更には該当しない。
平成30年3月26日	II 1いつ時点の計数か	平成27年9月1日 時点	平成30年3月1日 時点		
平成30年3月26日	II 2いつ時点の計数か	平成27年9月1日 時点	平成30年3月1日 時点		
平成30年4月1日	I 5②所属長	障がい者福祉相談所 所長 友枝 篤宣	障がい者福祉相談所 所長 津留 一郎	事後	人事異動に伴う変更であるため、重要な変更には該当しない。
令和1年6月26日	I 5②所属長	障がい者福祉相談所 所長 津留 一郎	障がい者福祉相談所 所長	事後	新様式への変更
令和1年6月26日	IV リスク対策	なし	IV追加	事後	新様式への変更
令和4年2月1日	I 1対象人数	1,000人以上 1万人未満	1万人以上 10万人未満	事後	
令和4年2月1日	II 1いつ時点の計数か	平成30年3月1日 時点	令和3年3月31日	事後	
令和4年2月1日	II 2いつ時点の計数か	平成30年3月1日 時点	令和3年3月31日	事後	
令和4年2月1日	I-4-②	第19条7号	第19条8号	事後	
令和5年3月15日	II 1いつ時点の計数か	令和3年3月31日 時点	令和5年3月3日 時点		
令和5年3月15日	II 2いつ時点の計数か	令和3年3月31日 時点	令和5年3月3日 時点		
令和5年8月15日	II 1いつ時点の計数か	令和5年3月3日 時点	令和5年7月1日 時点		
令和5年8月15日	II 2いつ時点の計数か	令和5年3月3日 時点	令和5年7月1日 時点		
令和6年7月31日	I-3	・番号法 別表第一 11の項 ・番号法 別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第11条	・番号法 第9条第1項 別表第20項 ・番号法 別表の主務省令で定める事務を定める命令 第11条	事後	法改正に伴う対応
令和6年7月31日	I-4-②	(情報照会)なし (情報提供) 番号法 第19条第8号 別表第二 16、27、28、31、54、55、56-2、57、79、106、116の項 番号法 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(命令における情報提供の根拠)12、20、21、22、28、29、30、31、42、53条	(情報照会)なし (情報提供) 番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表第14、18、20、25、37、42、48の項 番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第16、20、22、27、39、44、50、51、55、77、78、79、82、83、93、94、110、115、126、127、143、146、157、163、165条	事後	法改正に伴う対応
令和6年7月31日	II 1いつ時点の計数か	令和5年7月1日 時点	令和6年7月1日 時点	事後	
令和6年7月31日	II 2いつ時点の計数か	令和5年7月1日 時点	令和6年7月1日 時点	事後	